

## 長野県消防防災ヘリコプターの医師等搭乗救急活動の実施に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「乙」という。）は、県内各消防本部からの出動要請により、甲の消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）に乙の医師及び看護師（以下「医師等」という。）が搭乗して行う救急活動（以下「医師等搭乗救急活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互の協力の下に医師等搭乗救急活動を実施し、もって救命率の一層の向上を図ることを目的とする。

### （業務）

第2条 甲及び乙は、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 甲は、消防防災ヘリを用いて乙の医師等と連携し救急活動を行う。
- (2) 乙は、医師等を消防防災ヘリに搭乗させ、救急現場又は搬送時において傷病者に対して必要な医療を行う。

### （実施時間）

第3条 前条で定める業務を行う時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。

### （出動等）

第4条 医師等搭乗救急活動は、信州ドクターヘリが出動中等で対応できない場合を原則とし、時間的・医学的見地等により出動が適当と判断した県内各消防本部からの要請があつた場合、甲及び乙は、やむを得ない場合を除き、速やかに出動の体制を整えるものとする。

### （出動の中止）

第5条 次の場合は、消防防災ヘリの出動を中止するものとする。

- (1) 消防防災ヘリに課せられている定期点検等の実施期間中であるとき
- (2) 天候等の自然現象により、消防防災ヘリの運航に危険を伴うと判断されるとき
- (3) 消防防災ヘリが、他の緊急運航要請により出動する必要があるとき

### （運航指揮者の指示）

第6条 医師等搭乗救急活動（医療に関する活動を除く。）において、医師等は、甲の運航指揮者の指示に従うものとする。

### （経費の負担）

第7条 第2条に定める業務に係る経費の負担及び管理の方法は、次のとおりとする。

- (1) 乙の医師等が機内に持ち込む医療機器及び医薬品等の経費は、乙が負担し維持管理を行う。
- (2) 消防防災ヘリの出動に伴う運航経費は、甲の負担とする。
- (3) 消防防災ヘリの出動に伴う乙の医師等の給与、旅費及び消耗品等の通常経費は、乙の負担とする。
- (4) 消防防災ヘリの搭乗者傷害保険（保険金支払額は、死亡保険：5,000万円、医療日額保険：20,000円）に係る保険料は甲の負担とする。ただし、乙が搭乗した医師等に対して消防防災ヘリ搭乗者傷害保険の保険金を超える額を支払うときは、当該超える額に係る経費は、乙の負担とする。

（5）前各号に定める以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

### （事故等の処理）

第8条 第2条に定める業務及び訓練を実施している間に生じた事故等については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、甲の責任において処理するものとする。
- (2) 乙の活動に起因する事故その他乙の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

### （訓練等）

第9条 甲及び乙は、医師等搭乗救急活動の円滑な運用に資するため、協力して訓練及び研修等の実施に努めるものとする。

### （協定の期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間が終了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、協定の期間は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

### （適用）

第12条 この協定は平成22年10月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年10月16日

甲

長野市大字南長野字幅下69  
長野県  
長野県知事 阿部守



乙

松本市旭3丁目1番1号  
国立大学法人信州大学医学部附属病院  
病院長 小池健

